

有機溶剤取扱者健康診断

労働安全衛生法施行令 別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

種別	号	有機溶剤名
第一種	28	一・二—ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)
第一種	38	二硫化炭素
第二種	1	アセトン
第二種	2	イソブチルアルコール
第二種	3	イソプロピルアルコール
第二種	4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
第二種	5	エチルエーテル
第二種	6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
第二種	7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
第二種	8	エチレングリコールモノ—ノルマル—ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
第二種	9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
第二種	10	オルト—ジクロロベンゼン
第二種	11	キシレン
第二種	12	クレゾール
第二種	13	クロロベンゼン
第二種	15	酢酸イソブチル
第二種	16	酢酸イソプロピル
第二種	17	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)
第二種	18	酢酸エチル
第二種	19	酢酸ノルマル—ブチル
第二種	20	酢酸ノルマル—プロピル
第二種	21	酢酸ノルマル—ペンチル(別名酢酸ノルマル—アミル)
第二種	22	酢酸メチル
第二種	24	シクロヘキサノール
第二種	25	シクロヘキサノン
第二種	30	N・N—ジメチルホルムアミド
第二種	34	テトラヒドロフラン
第二種	35	一・一・一—トリクロロエタン
第二種	37	トルエン
第二種	39	ノルマルヘキサン
第二種	40	——ブタノール
第二種	41	二—ブタノール
第二種	42	メタノール
第二種	44	メチルエチルケトン
第二種	45	メチルシクロヘキサノール
第二種	46	メチルシクロヘキサノン
第二種	47	メチル—ノルマル—ブチルケトン
	55	前各号に掲げる物のみから成る混合物

特定化学物質取扱者健康診断

労働安全衛生法施工令 別表第3 特定化学物質

一 第一類物質

号数	物質名
1	ジクロロベンジジン及びその塩
2	アルファーナフチルアミン及びその塩
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）
4	オルトトリジン及びその塩
5	ジアニジン及びその塩
6	ベリリウム及びその化合物
7	ベンゾトリクロリド
8	1から6までに掲げる物をその重量の二パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

1	アクリルアミド
2	アクリロニトリル
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
3の2	インジウム化合物
3の3	エチルベンゼン
4	エチレンイミン
5	エチレンオキシド
6	塩化ビニル
7	塩素
8	オーラミン
8の2	オルトトルイジン
9	オルトフタロジニトリル
10	カドミウム及びその化合物
11	クロム酸及びその塩
11の2	クロロホルム
12	クロロメチルメチルエーテル
13	五酸化バナジウム
13の2	コバルト及びその無機化合物
14	コールタール
15	酸化プロピレン
15の2	三酸化ニアンチモン
16	シアン化カリウム
17	シアン化水素
18	シアン化ナトリウム
18の2	四塩化炭素
18の3	一・四一ジオキサン
18の4	一・二一ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
19	三・三'一ジクロロ一四・四'一ジアミノジフェニルメタン
19の2	一・二一ジクロロプロパン
19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
19の4	ジメチルー二・二一ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）
19の5	一・一一ジメチルヒドラジン

20	臭化メチル
21	重クロム酸及びその塩
22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
22の2	スチレン
22の3	一・一・二・二テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
22の5	トリクロロエチレン
23	トリレンジイソシアネート
23の2	ナフタレン
23の3	ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
24	ニツケルカルボニル
25	ニトログリコール
26	パラジメチルアミノアゾベンゼン
27	パラニトロクロルベンゼン
27の2	砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
28	弗化水素
29	ベータプロピオラクトン
30	ベンゼン
31	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
31の2	ホルムアルデヒド
32	マゼンタ
33	マンガン及びその化合物
33の2	メチルイソブチルケトン
34	沃化メチル
34の2	溶接ヒューム
34の3	リフラクトリーセラミックファイバー
35	硫化水素
36	硫酸ジメチル
37	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

労働安全衛生法施工令 第十六条 製造等が禁止される有害物等

一	黄りんマツチ
二	ベンジジン及びその塩
三	四アミノジフェニル及びその塩
四	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）
	イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿
	ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿
	ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
五	四ニトロジフェニル及びその塩
六	ビス（クロロメチル）エーテル
七	ベータナフチルアミン及びその塩
八	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五パーセントを超えるもの
九	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物